

# 内部通報制度対応状況 アンケート調査結果について

2021年7月  
倫理委員会

---

# アンケートの概要について

- 目的：会員各社の内部通報制度の対応状況を把握する。
- 照会事項等：通報窓口、通報件数、通報者保護、制度の社内教育、GxP対応等の9つの項目について40の設問を設定した。
- 照会方法・回答方法：倫理委員会委員長名で照会し、照会及び回答ともメールベースで行った。
- 回答期間：令和3年5月12日（水）～5月24日（月）
- 集計：事務局でデータ集計と結果の取りまとめを行った。
- 会員39社すべてから回答があった。うち2社は親子関係にあり内部通報制度を一本化し運営しているとのことで総回答数は38件であった。

## <資料の見方について>

- 各ページの表の数字は、断りがない限り回答企業数を示しています。
- 倫理委員会からのコメントは黄色の枠内に記載し、その根拠となる情報は参照として緑色の枠内に記載しています。

- ◆ 内部通報制度の根幹となるルールが整備されており、質問票作成の参考とし、かつ次ページ以降のスライドにおいて倫理委員会からのアドバイスコメントの参照情報として引用しています。
- ◆ なお、改正法においては、300名以下の従業員規模の企業については通報制度の設置などは努力義務(罰則の対象とはならない)となっています。同法第3章第11条

## □ 公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)

以下、『法律』 令和2年6月に成立。令和4年6月までに施行される。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_200615\\_0003.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0003.pdf)

## □ 公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会 報告書 令和3年4月

以下、『報告書』 指針が総理大臣名で発出される。時期未定。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_001/assets/review\\_meeting\\_001\\_210421\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_001/assets/review_meeting_001_210421_0001.pdf)

## □ 令和2年8月版 公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)に関するQ&A(改正法Q&A)

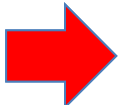
以下、『Q&A』

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_200828\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200828_0001.pdf)

# 通報窓口 #1

## Q1. 通報窓口の設置場所は？（複数選択可）

%は回答企業数38を母数とする。



1. 社内	32	84%
2. 親会社・グループ会社	9	24%
3. 通報受付サービス（民間業者）	5	13%
4. 弁護士、社労士等の有資格者	14	37%
5. その他	2	5%
6. 通報窓口は設置していない	3	8%

総数

65

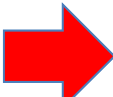
「通報場所は設置していない」と回答された会社は、速やかに通報窓口を設置することが望まれます。

参照：法律 第3章 第11条 第1及び2 および3項  
報告書 6～8頁 第1-1.-(1) 内部通報公益受付窓口の設置など

# 通報窓口 #2

Q1-1: Q1で、「1. 社内」又は「2. 親会社・グループ会社」を選択された場合は、通報を受け付ける担当部署は？（複数選択可）

%は窓口を設置している35社を母数とする。



1. コンプライアンス部門	18	51%
2. 総務部門	12	34%
3. 人事部門	9	26%
4. 法務部門	4	11%
5. 監査部門	4	11%
6. 社長、取締役、監査役など	6	17%
総数	53	

Q1-2: Q1で、「5. その他」を選択された場合は、具体的な設置場所をご記入ください。

- ・ 社内に提案（投書）箱を設置している
- ・ 社外監査役

# 通報窓口 #3

Q2 内部通報の窓口担当者は何名いるか？具体的な人数を記入ください。

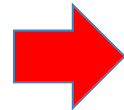
%は窓口を設置している35社を母数とする。

窓口担当者数		
1名	7	20%
2名	8	23%
3-5名	10	29%
6名以上	10	29%
	総数	35

# 通報窓口 #4

Q3: 通報者へのフィードバックは行われているか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。



1. はい	33	94%
2. いいえ	2	6%
総数	35	

改正法のもと策定される内閣総理大臣による指針(現在は案 以下「指針案」という)では、「事業者は、書面により内部公益通報を受けた場合において、当該内部公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該内部公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該内部公益通報を行った者に対し、遅滞なく通知しなければならない」とされているので、対応が望まれます。

参照: 報告書 16頁 第1-3-(2) 是正措置などの通知

# 通報窓口 #5

## Q4: 調査はどのように行われるか？(複数選択可)

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. 通報者・被通報者・関係者（以下「通報者等」という）との面談	34	97%
2. 通報者等とのメール・チャットによるヒアリング	20	57%
3. メール記録、ビデオを含む記録類や文書類の確認	19	54%
4. その他	3	9%
	総数	76

### Q4-1: Q4で「4. その他」を選択した場合は、具体的な調査方法をご記入ください。

- ・ 具体的な調査方法の規定は無い＝種々の方法による
- ・ 被通報者とは関係のない部署で結成した社内調査チームによる上記調査
- ・ TV会議での面談、人事部門への照会等



# 通報窓口 #6

Q4-2: Q4で調査の主担当となる部署はどこか？(複数選択可)

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. コンプライアンス部門	17	49%
2. 総務部門	18	51%
3. 人事部門	15	43%
4. 法務部門	6	17%
5. 監査部門	4	11%
6. 信頼性保証部門	1	3%
総数	61	

# 通報の対象者 # 1

Q5: 通報制度の利用可能な対象者は？(複数選択可)

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. 役員	28	80%
2. 正社員	35	100%
3. 非正規社員	34	97%
4. 派遣社員・請負社員	33	94%
5. 退職者	13	37%
6. 取引先	9	26%

総数 152

改正法では、「役員」「退職後1年以内の従業員」も利用可能な対象者とするようになりました。対応が望まれます。

参照: 法律 第1章第2条

# 通報の対象者#2

Q5-1: Q5の利用対象者を社内規定に明記していますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. はい	28	80%
2. いいえ	7	20%

総数 35

Q5-2: グループ企業(子会社・関連会社)も対象としていますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. はい	15	43%
2. いいえ	20	57%

総数 35

# 通報の対象者 #3

Q5-3: Q5-2で「1. はい」を選択された場合、その対象者は？（複数選択可）

%はQ5-2で「1. はい」を選択した15社を母数とする。

1. 役員	14	93%
2. 正社員	15	100%
3. 非正規社員	15	100%
4. 派遣社員・請負社員	14	93%
5. 退職者	7	47%
6. 取引先	6	40%

総数 71

# 匿名性の可否

Q6: 通報者の匿名を認めていますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。



1. はい	33	94%
2. いいえ (実名を確認する)	2	6%
	総数	35

指針案では、事業者は匿名による通報を受け付ける義務があるとされていますので、対応が望まれます。

参照: 報告 9頁 第1-1-(2) ア. 受付、調査、是正に必要な措置

# 通報者保護#1

Q7: 通報者の保護(不利益取扱いの禁止等)を社内規程に盛り込んでいますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。



1. はい	32	91%
2. いいえ	3	9%
	総数	35

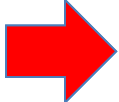
指針案では、「事業者は、その労働者及び役員等が不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置をとるとともに、公益通報者が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとらなければならない」とされています。通報を理由とした不利益な取り扱いを受ける懸念があれば、通報を躊躇することにつながるため、対応が望まれます。

参照: 法律 第2章第3条、第3条  
報告 11~12頁 2.公益通報者を保護する体制の整備  
24頁 2-(1)

# 通報者保護#2

Q8: 通報者に不利益な取り扱いをした者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとることを規程に盛り込んでいますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。



1. はい	26	74%
2. いいえ	9	26%
総数		35

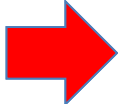
指針案では、「事業者は、不利益な取扱いが行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとらなければならない」とされています。通報を躊躇することのないように、不利益な取り扱いをした者に対しては厳正な対応をとることを明確に示し、通報により不利益な取り扱いを受けないという認識を持たせることが必要であるため、対応が望まれます。

参照: 報告 13頁 第1-2-(2) 範囲外共有などを防止する体制の整備  
24頁 2-(1)および(2)

# 通報者保護#3

Q9:通報者が特定されないように調査場所、時間等について配慮がなされていますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。



1. はい	31	89%
2. いいえ	4	11%
	総数	35

通報者が特定されないような配慮をお願いします。

参照:報告 14頁 第1-3-(1) 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置  
18頁 第1-3-(4) 内部規定の策定及び運用  
19~20頁 第2-1 従事者として定めなければならない者の範囲



# 通報者保護#4

Q10:通報者の探索(通報者探し)に関する行為は禁止されていますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。



1. はい	26	74%
2. いいえ	9	26%
総数		35

指針案では、「事業者の労働者及び役員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとる」とあります。通報したことが他者に知られる懸念があれば、通報を躊躇することにつながるため、通報者の保護を何らかの形で明文化していただくよう対応が望まれます。

参照:報告 12~13頁第1-2-(2) 範囲外共有などを防止する体制の整備  
11頁 注釈11,  
23頁 第2 6行目「通報者の探索の定義」  
24頁 2.(2) 本文

# 通報件数 # 1

 Q11:通報制度への相談・通報件数は年間どの程度ありますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1.	0件	6	17%
2.	1～5件	24	69%
3.	6～10件	2	6%
4.	11～20件	0	0%
5.	21件以上	3	9%
総数		35	

# 通報件数 #2

➡ Q11-1: Q11の相談・通報件数のうち、個人が被害となるハラスメント以外の自社、取引先・その他ステークホルダーが被害を受ける不正の比率はどのくらいですか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1.	5%以内	32	91%
2.	5%超～10%以内	0	0%
3.	10%超～20%以内	2	6%
4.	20%超～50%以内	0	0%
5.	50%以上	1	3%

総数

35

内部通報制度の本来の目的は不正を抑止あるいは早期発見することにあります。通報件数に占める不正の比率は高くないという結果となっていますが、潜在化する不正(もしあれば)を抑止・早期発見するために、内部通報制度を充実させることが求められます。

# 通報件数 #3

➡ Q11-2: Q11の相談・通報件数のうち、実際に違反の疑いがあるとして調査や検討を行った件数の比率はどのくらいですか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1.	25%以下	23	66%
2.	25%超～50%以下	1	3%
3.	50%超～75%以下	3	9%
4.	75%超	8	23%
総数		35	

25%以下が3分の2を占めていますので、客観的に不正やハラスメントが行われていると考えられない案件が多いようです。特にハラスメントの被害者が通報する場合は、コミュニケーション不足などから主観的となりがちですので、調査をするまでもないという結果となる傾向があります。

# 通報件数 #4

Q12:受信した通報の調査結果を判断し、決定をくださ機関はどこですか？（複数選択可）

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. 通報窓口	6	17%
2. 役員等で組織された委員会（取締役会を含む）	27	77%
3. 監査役・監査役会	3	9%
4. 社外取締役	2	6%
5. 代表取締役	7	20%
6. その他	1	3%
	総数	46

Q12-1:Q12で「6. その他」を選択した場合には、その機関をご記入ください。

賞罰委員会

# 通報のし易さ#1

Q13:自社の通報制度の利用のし易さについてどう思いますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。


1. 利用しやすいと思う	17	49%
2. 利用しにくいと思う	0	0%
3. どちらとも言えない	18	51%

総数 35

# 通報のし易さ#2

Q13-1:通報制度の利用のし易さ等に関してアンケート調査等を行っていますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。



1. はい	9	26%
2. いいえ	26	74%
総数		35

「いいえ」の回答が4分の3を占めますが、不正を抑止あるいは早期発見するためには、利用しやすい通報制度が条件となりますので、アンケートによる調査結果を参考にすることも有用です。

Q13-2:Q13で、「2. 利用しにくいと思う」を選択した場合には、その障害となっていると思われる理由をご記入ください。

回答無し

# 改正公益通報者保護法対応 # 1

Q14:改正公益通報者保護法への対応を開始していますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. 対応済み	6	17%
2. 検討している	19	54%
3. 未だ検討していない	10	29%
総数		35

令和4年6月までに施行されますので、速やかに対応することが望まれます。

参照: Q&A 1頁 Q1. 施行日はいつになるのか



# 改正公益通報者保護法対応 #2

Q15:通報窓口の担当者の選任や指名方法等について社内規程に明確に掲載していますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. はい	18	51%
2. いいえ	17	49%
総数		35

内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる情報の守秘が義務づけられ、違反者には刑事罰が科されます。そのため、従事者の選任には、慎重な対応が求められます。

参照:報告 19頁 第2-1 従事者として定めなければならない者の範囲  
21頁 第2-2 従事者を定める方法

# 改正公益通報者保護法対応 #3

Q16:通報窓口の独立性確保のためにとっている対応はどれですか(複数選択可)?

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. 監査役、社外役員への通報ルートを設置	7	20%
2. 社外の弁護士等への通報ルートの設置	16	46%
3. 取締役会または代表取締役の直下に通報窓口を組織	15	43%
4. その他	11	31%
	総数	49

Q16-1:上記で、「4. その他」を選択された場合は、具体的な内容をご記入ください。

- ・社外窓口を設置
- ・公益通報者保護法改正にて現在検討中です。
- ・労働組合への通報ルート
- ・外部業者が運営する通報窓口が設置され、本社に通報専属の部署が設置されている。
- ・業務部総務課に通報ルートを設置(男女1名ずつ)
- ・社外監査役への通報ルートを設置
- ・コンプライアンス委員会委員長および同事務局
- ・人事本部もしくは、外部業者を窓口として対応

# 改正公益通報者保護法対応 #4

Q17:通報窓口の利用実績に関する報告は作成されていますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. はい	26	74%
2. いいえ	9	26%
総数		35

指針案では、「内部公益通報への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管する」とされていますので、対応が望まれます。

参照:報告 17~18頁 (3)記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者及び役員への開示  
24~25頁 3-(3) イ、ロ、ハ

# 改正公益通報者保護法対応 #5

Q17-1:通報窓口の利用実績に関する報告の報告先はどれですか(複数選択可)?

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. 代表取締役	18	51%
2. 取締役会	13	37%
3. 社外取締役	0	0%
4. 監査役など	4	11%
総数	35	

# 改正公益通報者保護法対応 #6

Q18:通報者に関する情報が共有される範囲は明確に規定されていますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. はい	17	49%
2. いいえ	18	51%
総数		35

指針案では、「事業者の労働者及び役員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる」とされています。範囲外共有を防ぐためには、規定化が有効です。

参照:報告 11頁 注釈21、15頁 注釈25、19頁 注釈33、20頁 注釈38、  
12～13頁 2-(2) 範囲外共有などを防止する体制の整備  
及び役員への開示  
23頁 4行目 定義  
24頁 2-(2) 範囲外共有などの防止に関する措置 イ、ロ、ハ

# 改正公益通報者保護法対応 #7

Q18-1:上記質問で、「1. はい」を選んだ場合、通報者に関する情報が規定された範囲を超えて共有されることを禁止していますか？

%はQ18で「1. はい」を選択した17社を母数とする。

1. はい	16	94%
2. いいえ	1	6%
総数		17

指針案では、「範囲外共有が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる」とされていますので、禁止を規定化することが望まれます。

参照:報告 12頁 四角内2番目のポイント  
13頁 四角内3番目のポイント  
24頁 2-(1)ロ、2-(2)ハ

# 通報制度の周知(教育) #1

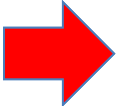
Q19:通報制度や窓口についてどのような方法で周知されていますか？具体的な内容をご記入ください。

- ・ 社内イントラネットへの掲示  
トップページから直接「目安箱」という名称の投書送信専用の画面を設置
- ・ メールによる周知  
全従業員(派遣社員、業務委託を含む)を対象として、毎年1回行動規範の確認を求めるメールを配信
- ・ ポスターの掲示
- ・ 印刷物の配布:コンプライアンスハンドブック、コンプライアンスカード  
(名刺大:QRコード読み取りで窓口情報の)  
企業理念等の冊子に窓口を記載
- ・ 研修時の周知(コンプライアンス研修、新人研修など)
- ・ 定例会議時の周知
- ・ コンプライアンス強化月間における周知(2回/年)
- ・ e-ラーニングの実施
- ・ 内部通報の規程の公開
- ・ 広報誌「コンプライアンス通信」の発出
- ・ 通報・相談窓口等を周知するための通達を発出

# 通報制度の周知(教育) #2

Q20:全従業員に対する通報制度の存在の周知徹底、制度に関する教育・研修を行なっていますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。



1. はい	28	80%
2. いいえ	7	20%
総数		35

指針案では、「法及び内部公益通報対応体制について、労働者及び役員並びに退職者に対して教育・周知を行う。また、従事者に対しては、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行う」とされていますので、社内教育を実施いただく対応が望まれます。

参照:報告 13頁 四角内1番目及び2番目のポイント  
14~15頁 3-(1) 労働者及び役員並びに退職者に対する教育・周知



# 通報制度の周知(教育) #3

Q20-1:上記質問で「1. はい」を選択された場合、教育・研修の実施頻度はどれぐらいですか？

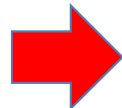
%はQ20で「1. はい」を選択した28社を母数とする。

1. 年3回以上	9	32%
2. 年2回	4	14%
3. 年1回	11	39%
4. 2 - 3年に一度	4	14%
	総数	28

# GxP対応 #1

Q21:GxP(GMP, GSP, GVPなどの省令)違反に対して通報制度が有効に機能するための工夫はされていますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。



1. はい	12	34%
2. いいえ	23	66%
	総数	35

GxP違反も通報対象であることを周知する等して有効に機能させるための対応を行うことが望まれます。

# GxP対応 #2

 Q21-1:上記で、「1. はい」を選択された場合は、具体的な内容をご記入ください。

- ・ 通報があった場合は、通報窓口担当者から代表取締役と担当役員へ報告を行い、担当役員が調査をすることになっている。
- ・ GMP推進部を設立し、データインテグリティに関する通報フロー等を図解化して案内している。
- ・ 各部門にコンプライアンス推進委員を配置し通報制度の理解啓蒙を実施している。
- ・ 通報の範囲を限定していない。
- ・ 社内内部通報制度による。
- ・ 全社員を対象とするコンプライアンス関連のeラーニングにおいて、通報内容にはGxP関連も含むことを明示している。
- ・ 通報内容に関連情報が含まれる、もしくはその調査の過程で関連情報を入手した場合、関連部門の責任者に情報共有することが規定されている。
- ・ GxPが関係するすべての業務執行本部長及び支店長によってコンプライアンス推進委員会が組織されている。
- ・ あらゆる違反に関して疑いのレベルで通報することを奨励している。匿名通報の許可と報復禁止の徹底。
- ・ 匿名での通報を受け付けている。匿名を認めることにより、より通報しやすく、問題発見の幅を広げている。
- ・ 1. 2020年10月より内部通報窓口でGxPに見識のある選任者を配置、2. 2021年4月から社内窓口に「GMP及び品質に関する専用窓口」を設置。
- ・ 案件に応じて、関係部署のトップに調査依頼が行くようになっている。

# GxP対応 #3

➡ Q22:窓口担当者にGxPを扱う部署の人を置いていますか？

%は窓口を設置している35社を母数とする。

1. はい	8	23%
2. いいえ	27	77%
総数		35

GxP違反に関する通報に適切に対応するため、GxP関係の実務・経験を有する社員を窓口担当者に置くことが望まれます。

➡ Q22-1: Q22で「1. はい」を選択した場合、そのような人を置いていることを社内周知していますか？

%はQ22で「1. はい」を選択した8社を母数とする。

1. はい	7	88%
2. いいえ	1	13%
総数		8

# 今後の対応について(検討中の内容も含む)

- 会員各社に調査結果をフィードバック ⇒7月上旬
- コンプライアンス担当者、責任者、代表者を対象とした結果説明会の実施  
⇒7月26日に実施

## <今後の予定>

- 会員会社宛に内部通報制度の設置および整備を依頼する会長名文書を発出
- 通報制度の整備にあたって改善すべき各項目の点検チェックリストを作成し  
会員会社へ配布
- 各社の対応状況に関して整備のモニタリングの目的でアンケートを継続実施
- 公益通報者保護法改正に関する外部講師によるセミナー・勉強会の実施
- 改正法へ対応において先行企業のモデルケースの共有
- 経営者を対象としたコンプライアンス研修会の実施⇒10月予定